

坂 町 長 吉 田 隆 行 様

坂町監査委員 野村 哲朗



坂町監査委員 奥村 富士雄



令和元年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、坂町監査基準に準拠し、令和元年度決算に基づく財政健全化審査を行った。その結果は次のとおりである。

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和 2 年 8 月 4 日（審査実施日数 1 日間）

3 審査の着眼点・実施内容

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断基準	令和元年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15	
②連結実質赤字比率	—	20	
③実質公債費比率	3.6	25	3年間の平均値
④将来負担比率	—	350	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がない場合は「—」で表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計の決算が黒字となっており、実質赤字額がなく、早期健全化基準の15%と比較すると良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度決算に基づく連結実質赤字比率は、一般会計及び各特別会計ともに決算が黒字となっており、連結実質赤字額がなく、早期健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和元年度決算に基づく実質公債費比率は3.6%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを大きく下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和元年度決算に基づく将来負担比率は将来負担額がなく、早期健全化基準の350%と比較すると良好な状態にあると認められる。

(3) 訂正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

坂 町 長 吉 田 隆 行 様

坂町監査委員 野村 哲朗



坂町監査委員 奥村 富士雄



令和元年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項及び第3項の規定により、坂町監査基準に準拠し、令和元年度決算に基づく経営健全化審査を行った。その結果は次のとおりである。

1 審査の種類

経営健全化審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

3 審査の期間

令和2年8月4日（審査実施日数1日間）

4 審査の着眼点・実施内容

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20	

(注) 資金不足額がない場合、「—」で表示した。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

下水道事業特別会計において資金不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 訂正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。